

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1. 計画策定の背景

本県の母子保健活動は、戦後日本と異なる琉球政府の法体系のもとで、昭和26年に設置された保健所を核とした公衆衛生活動を軸に始められました。その後、昭和47年の本土復帰に伴い、国の諸法律、施策が適用され、保健対策、医療援護事業が拡大、母子保健指導体制や乳幼児健診体制の確立などにより、多くの母子保健の課題を克服してきました。しかし、本県は、全国に誇る出生率でありながら、乳児死亡率、低出生体重児の割合が全国に比べ高く、これらの改善に向けての体制整備が21世紀に持ち越された母子保健の課題となっております。さらに、新たな課題として、若年妊娠や思春期の飲酒・喫煙、児童虐待などの問題に対応していくことも求められてきました。

そこで、これら21世紀の沖縄県の新しい課題に取り組むため、平成13年度に「沖縄県のすべての親と子が健やかでたくましく成長する」ことを基本理念として、沖縄県の母子保健計画である「健やか親子おきなわ2010」（以下、「前計画」とする。）を策定しました。

前計画は、国民運動計画である「健やか親子21」の計画期間の延長や沖縄県次世代育成支援計画・後期「おきなわ子ども・子育て応援プラン」の策定等に伴い、計画期間の延長や名称の変更を経て、平成26年度に計画終期を迎えました。終期年度の平成26年度には、前計画の最終評価を実施し、指標の達成状況の確認やこれまでの取り組みを分析する中で、継続して取り組むべき課題や現代における母子保健の新たな課題が表出してきました。

また、国においては平成26年6月17日に「母子保健計画について（雇児発0617第1号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」が発出され、その中で今後の母子保健計画の策定又は見直しの参考として、母子保健計画策定指針が示されました。母子保健計画策定指針では、母子保健計画の策定の主体として初めて都道府県の策定が明記され、県の役割及び県型保健所の役割などが示されました。

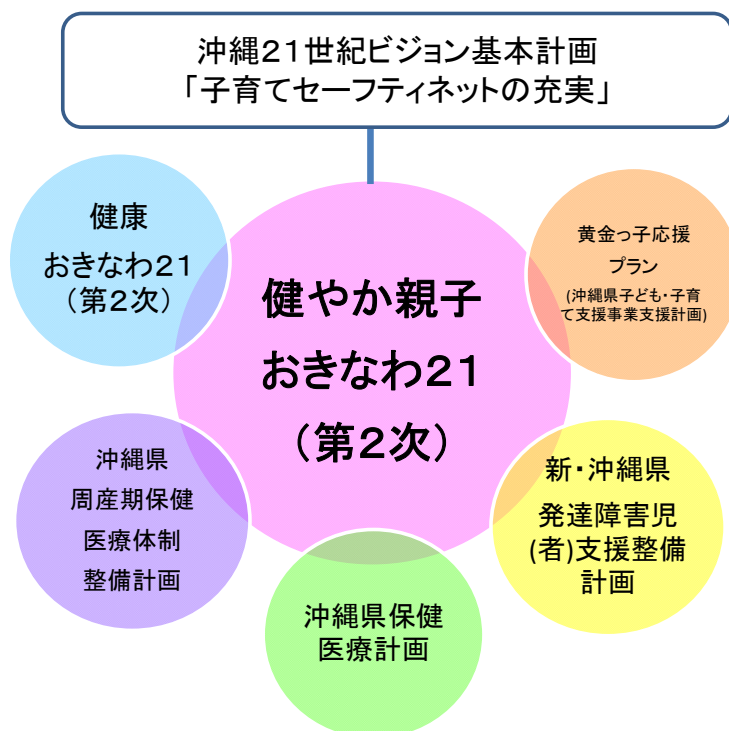
「健やか親子おきなわ21（第2次）」（以下、「本計画」とする。）においては、前計画の最終評価で示された今後も継続して取り組むべき課題及び母子保健の新たな課題や、平成26年4月に国において公表された『「健やか親子21（第2次）」について検討会報告書』で示された重点課題や母子保健計画策定指針等を踏まえ、本県の実情に即した今後10年間の新たな母子保健計画を策定し、母子保健活動を推進していきます。

## 2. 計画の位置づけ

本計画では、今後の県勢発展の方向性を明らかにした「沖縄21世紀ビジョン基本計画」に掲げられた基本施策のひとつである「子育てセーフティネットの充実」を目指し、その他関係計画との連携を図りながら、計画を推進していきます。

本計画は、前計画である「健やか親子おきなわ21」の性格を踏襲します。21世紀における本県の母子保健の方向性を示したビジョンとして、活動の目標や基本理念は、「健康おきなわ21（第2次）」や「黄金っ子応援プラン（沖縄県子ども・子育て支援事業支援計画）」等関係計画における一翼を担っています。また、本計画は市町村母子保健計画との連携を図りながら推進していくものです。

図1 「健やか親子おきなわ21（第2次）」の位置づけ



## 3. 計画の期間

計画期間は、平成27年度～平成36年度までの10年間とします。

また、中間年となる平成31年度を目安に中間評価を実施し、必要に応じて内容の見直しを行い、最終年度である平成36年度には最終評価を実施します。

## 4. 計画の推進について

### (1) 推進体制

計画の中で示された取り組むべき課題を解決するため、今後、活動が効果的に行われていくためにも、計画を進行管理するための協議会を設置する必要があります。

そのため、「健やか親子おきなわ21推進協議会」を開催し、本計画に基づく施策の推進方策についてを協議することとします。協議会では、各関係機関の活動状況や計画の進行管理を行い、同時に本県の母子保健に関わる団体の連携の強化を図ります。

また、中間評価時や最終評価時、その他必要と認められる場合には専門部会等を設置します。

### (2) 関係団体及び関係機関の役割の明確化

計画を効果的に推進していくためには、県、市町村、関係機関、住民のそれぞれが貢献できる役割を認識し、活動を展開していくことが必要になります。

#### ① 県の役割

県は、市町村、医療機関、教育機関等の一体的な取組を推進する観点から、関係者の連携の強化について中心的な役割として、課題の解決に取り組めます。また、取り組むべき課題を解決するために、県として活動支援のため、情報収集や関係者との調整、広報活動などを実施します。また、市町村が母子保健計画に基づいた取り組みを推進しやすいよう、広域的な連絡調整や情報提供などの支援を行います。

周産期・小児医療の医療体制整備については、県が主体であることから関係部局との調整及び県型保健所、市町村、関係医療機関等と連携し医療体制の整備及び質の向上に努めます。

#### ② 県型保健所の役割

県型保健所は、地域保健における広域的、専門的かつ技術的拠点であり、管内市町村における母子保健活動への支援として、管内の母子保健の課題を明確化し、健康格差の解消に向けて市町村とともに評価を行い、市町村母子保健計画策定等を支援していく必要があります。

また、管内市町村や医療機関等、関係機関との連携会議や調整、研修会の開催等を行います。さらに、保健所が提供している直接的な住民サービス（小児慢性特定疾病や特定不妊治療費助成事業等）については、住民の生活の質の向上につながるよう活動を推進します。

### ③市町村の役割

市町村は、各母子保健事業の主たる実施者であり、まずは関連部署や医療機関、教育機関、その他の関係者と連携し、地域住民のニーズに応じた母子保健サービスが提供できるように、個々の状況に応じたきめ細かな支援を行うことが必要です。

また、事業の実施を通じて把握した情報から、母子保健に関する評価に必要な指標に基づいたデータを正確に把握し、課題を明らかにし、実態に応じた市町村母子保健計画を策定することが望めます。その際には、ヘルスプロモーションの理念を踏まえ、住民参画のもとで関係者及び関係機関等と連携・協働して策定するなど、課題を明らかにするとともに対応策を検討し、事業に反映させていくことが求められます。

事業の推進にあたっては、児童福祉部局や教育委員会など関係機関との連携を図ることが重要です。

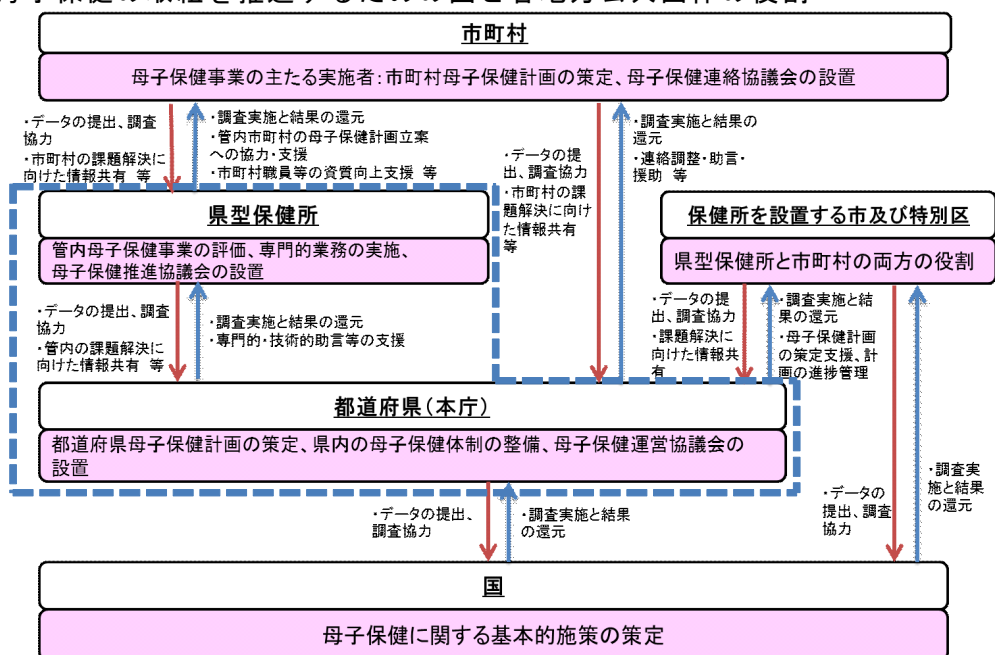
### ④関係部局・関係団体等の役割

計画を推進するためには、県内の教育機関、関係団体、関係機関、事業主等の積極的な参画及び協力が必要です。各主体はそれぞれの専門性や特徴を生かして、課題解決のための活動を展開することが望めます。

### ⑤住民の役割

住民は、本計画及び市町村が定めている母子保健計画にあげられた各課題に対して、その解決に向けた活動（親子として、家族として、地域住民として）に積極的に参画することが望めます。

図2 母子保健の取組を推進するための国と各地方公共団体の役割



※ 枠線内は県の位置づけを示しています。

抜粋：「健やか親子21（第2次）」について検討会報告書より